

「生粋かながわ牛」認定要領

第1章 総 則

(目的)

第1 この要領は、神奈川県産牛肉の認知度向上を図るとともに、良質な牛肉の生産拡大及び県内における需要創出・拡大を進めるため、神奈川生まれ、神奈川育ちの牛肉を「生粋かながわ牛」という名称で認定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「生粋かながわ牛」とは、第3に規定された基準を満たし、認定された牛肉をいう。

2 この要領において、「登録流通業者」とは、第4により認定された業者をいい、「取扱登録店」とは、生粋かながわ牛取扱店登録要領（平成26年8月8日付け）第4により登録された販売店及び飲食店等をいう。

第2章 生粋かながわ牛の基準

(生粋かながわ牛の基準)

第3 生粋かながわ牛の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 生産農場

神奈川県内の農場で生まれ、育成、肥育されたものであること

(2) 品種・性等

黒毛和種の去勢又は未経産雌牛

(3) 出荷月齢

26か月齢以上34か月齢以下であること

(4) 肉質等級

4等級以上であること

(5) 神奈川食肉センター、横浜食肉市場及び東京食肉市場のいずれかでと畜された牛

(6) 生産履歴を公表できること

第3章 生粋かながわ牛の流通

(登録流通業者の要件と認定)

第4 登録流通業者の要件は、次に掲げるものとする。

(1) 神奈川県内で、生粋かながわ牛の卸売ができること。

(2) 生粋かながわ牛を恒常的かつ安定的に取扱登録店に提供できること。

2 登録希望者は、生粋かながわ牛登録流通業者認定申請書（様式第1号）により、かながわ産牛肉販売促進協議会長（以下、「協議会長」という。）にあらかじめ認定申請を行う。

3 協議会長は、登録希望者からの申請内容が要件を満たしているときは、生粋かながわ牛登録流通業者認定証（様式第2号）を交付するものとする。

(登録流通業者の責務)

第5 登録流通業者は、牛肉のトレーサビリティ、食品衛生及び食品表示に係る関連法令を遵守するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 生粋かながわ牛についての積極的な表示宣伝

(2) 生粋かながわ牛と他の牛肉との区別化

(3) 協議会長が行う流通状況を確認するための調査受入れ

(4) 取扱登録店の拡大及び生粋かながわ牛の適正な取扱指導



(生糀かながわ牛商標の使用)

- 第6 登録流通業者は、生糀かながわ牛商標使用規程（平成26年8月8日付け）に規定する生糀かながわ牛商標を積極的に使用するよう努め、その使用にあっては、当該規程を遵守する。
- 2 登録流通業者は、生糀かながわ牛商標を積極的に使用することにより、取扱登録店に対する適正な流通に努めるとともに、取扱登録店に対して当該商標の積極的表示を促すものとする。
- 3 当面の間は、生糀かながわ牛の商標や訴求資材の使用に係る経費は、かながわ産牛肉販売促進協議会の負担とする。

(登録流通業者の取消し)

- 第7 協議会長は、この要領に違反した登録流通業者に対して、登録を取り消すことができるものとする。

第4章 生糀かながわ牛の認定

(認定申請)

- 第8 登録流通業者は、この要領に規定する認定基準を満たした牛肉について、生糀かながわ牛認定申請書（以下「認定申請書」という。）（様式第3号）により、認定申請を行うことができるものとする。

(認定)

- 第9 協議会長は、認定申請のあった牛肉について、認定基準と照合・判定し、認定基準を満たしているときは、生糀かながわ牛認定証（様式第4号）を交付するとともに、当該牛肉の個体識別番号を公表するものとする。

(その他)

- 第10 本要領に定めるもののほか、生糀かながわ牛の認定に関し必要な事項は、協議会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年8月8日から施行する。

この要領は、平成27年4月23日から施行する。

この要領は、令和元年5月24日から施行する。